

インターンシップ制度実施規則

(目的)

第1条 この規則は、講習等規程（13規程第37号。以下「規程」という。）第3条の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が行う同規程第2条第2号の2に掲げるインターンシップ制度の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(インターンシップ生)

第2条 インターンシップ制度により受け入れる者（以下「インターンシップ生」という。）は、高等学校、高等専門学校、大学（短期大学を含む。）、大学院等（以下「学校」と総称する。）に在籍する学生であって、農研機構が行う業務の体験学習をしようとする者とする。

(受入機関)

第3条 インターンシップ生の受入れは、本部及び研究所（組織規程（27規程第139号）第5条に規定する研究所をいう。以下同じ。）において行うものとする。

(受講期間)

第4条 インターンシップ生の受講期間は、原則として1年以内とする。

(インターンシップ生受入計画)

第5条 本部及び研究所の長（本部にあつては、人事部長。以下「所長等」という。）は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度に実施するインターンシップ生の受入れに関する計画（以下「インターンシップ生受入計画」という。）を作成し、理事長に報告しなければならない。

2 インターンシップ生受入計画には、次に掲げる事項を明記するものとする。

- 一 インターンシップ生の受入れを行う研究領域等
- 二 インターンシップの内容
- 三 インターンシップ生の受入期間
- 四 受け入れるインターンシップ生の人数
- 五 その他インターンシップ生の受入れに関し必要な事項

3 理事長は、第1項の規定により報告を受けたインターンシップ生受入計画をとりまとめ、遅滞なくその概要を公表するものとする。

(申請)

第6条 インターンシップの受講を希望する学生は、当該在籍する学校の長（大学等にあ

っては学部長等を含む。以下同じ。)に申し出るものとする。

2 前項の規定により学生からインターンシップの受講希望の申出を受けた学校の長(以下「受講申請者」という。)は、インターンシップの受講を申請するときは、原則として、当該受講を開始しようとする日の1カ月前までに、次に掲げる書類を当該受講を希望する所長等に提出しなければならない。

一 別に定める受講申請書(外国からの申請にあつては、同様の内容を英文化したもので可とする。)

二 別に定める履歴書(外国からの申請にあつては、同様の内容を英文化したもので可とする。)

三 その他所長等が必要と定める書類

(承認等)

第7条 所長等は、前条第2項の規定により申請があつた場合には、遅滞なく、インターンシップ生の受入れについて、インターンシップ生受入計画に照らした上で承認するかどうかを決定し、受講申請者にその旨を通知しなければならない。

2 所長等は、インターンシップ生の受入れを決定したときは、研究領域長等のうちから、当該インターンシップ生に係る担当者(以下「インターンシップ担当者」という。)を指名するものとする。

(受入経費等)

第8条 インターンシップ生の受入れに係る受講料は徴収しないものとする。

2 インターンシップ生が、受入期間中に必要とする旅費については、当該インターンシップ生が負担するものとする。

(インターンシップの実施場所)

第9条 インターンシップは、原則として、当該インターンシップ生の受入れをする本部又は研究所の敷地内で実施するものとする。この場合において、当該インターンシップの内容からみて本部又は研究所の敷地外で実施することが必要であるときは、インターンシップ担当者はあらかじめ所長等の承認及びインターンシップ生の了承を得るものとする。

(インターンシップ生の義務)

第10条 インターンシップ生は、農研機構及びインターンシップを受講する本部又は研究所が定める諸規程を遵守しなければならない。

2 インターンシップ生は、受入期間中、インターンシップ担当者の指示に従わなければならない。

3 インターンシップ生は、インターンシップの受講に伴う業務を行うに当たっては安全に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第11条 インターンシップ生は、受入期間中に知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(受入れの中止)

第12条 所長等は、インターンシップ生が前2条の義務を怠ったとき、又は所定のインターンシップを修了する見込みがないと認めるときは、受入れを中止することができる。

(事故の補償等)

第13条 受入期間中に起こった事故によるインターンシップ生の負傷及びインターンシップ生が他の者に与えた傷害に対する補償等の措置は、インターンシップ生又は受講申請者の責任において行い、農研機構は責任を負わないものとする。ただし、農研機構の責に帰すべき事由により起こった事故の場合には、この限りでない。

2 インターンシップ生の責に帰すべき事由により農研機構が保有する施設、備品等に損傷を与えた場合には、その損傷に関する原状回復の措置は、インターンシップ生又は受講申請者の責任において行うものとする。

(成果の公表等)

第14条 インターンシップ生は、受入期間中に得られた情報、研究成果等を公表しようとするときは、あらかじめ、インターンシップ担当者を通じて受け入れられた所長等の承認を受けなければならない。

(特許権等)

第15条 インターンシップ生が、受入期間中に得られた研究成果等について発明をしたときは、その発明に係る特許を受ける権利又は特許権は、農研機構に帰属するものとする。

2 前項の規定は、実用新案、意匠及び品種登録に係る育成者権について準用する。

(修了証)

第16条 所長等は、インターンシップ生のうち、そのインターンシップの受入期間を終了した者について、修了証を発行することができる。

(インターンシップに関する報告)

第17条 所長等は、理事長からの求めに応じて、インターンシップの実施状況を報告しなければならない。

(実施の細部事項)

第18条 この規則に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、所長等が別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 6 月 1 6 日から施行する。

附 則（令和6.12.20 06-18規則第135-14号）

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。